

沖縄県公安委員会 殿

誓約書

私は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に基づき、下記の事項に該当しないことを誓約致します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- 3 第21条第2項から第4項までの規定により命令を受けた日から起算して3年を経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。)であった者で当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないものを含む。)
- 4 第21条第2項から第4項までの規定による命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に次条(第12条第3項及び第14条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出をした者(廃止について相当な理由がある者を除く。)で当該届出の日から起算して3年を経過しないもの
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 海水浴場の開設
- 6 心身の故障により 潜水業の開催 を適正に行うことができない者として公安委員 事業 会規則で定めるもの

以上

作成日 年 月 日
住所

氏名
生年月日 年 月 日